

八王子市親子つどいの広場事業実施要綱

平成19年4月2日施行

平成20年4月1日改訂

平成20年12月1日改訂

平成21年3月30日改訂

平成22年3月23日改訂

平成23年3月22日改訂

平成24年10月25日改訂

平成26年3月11日改訂

平成27年4月1日改訂

平成29年4月1日改訂

令和元年(2019年)5月1日改訂

令和4年(2022年)1月17日改訂

令和5年(2023年)4月1日改訂

(趣旨)

第1条 この要綱は、八王子市親子つどいの広場事業(以下「親子つどいの広場」という。)の実施について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本事業は、概ね3歳未満の乳幼児(以下「乳幼児」という)とその保護者が気軽に集い、相互の交流を行う場所を設置することにより、子育てについての相談、情報提供、援助等ができる環境を整備し地域の子育て支援機能の充実を図ることを目的とする。

(実施主体)

第3条 親子つどいの広場の実施主体は、八王子市とする。ただし、市長は事業の運営の全部、又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる社会福法人、特定非営利活動法人、民間事業者等に委託して事業を実施することができるものとする。

(対象者)

第4条 親子つどいの広場の対象者は、次に掲げる者とする。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。以下(1)から(3)をあわせて「利用者」と呼ぶ。

- (1) 原則として、八王子市に居住する乳幼児とその保護者等及び子育てに関心のある者(ボランティア等を含む。)
- (2) 八王子市に居住する出産を控えた妊婦及びその配偶者等
- (3) 市内にある事務所又は事業所に勤務する者及びその監護する乳幼児

(実施場所)

第5条 親子つどいの広場は、次に掲げる面積及び設備を有する場所で実施するものとする。

- (1) 主に、公共施設内のスペース、商店街の空き店舗、公民館、学校の余裕教室、子育て支援のための拠点施設、マンション又はアパートの一室など、子育て中の親子が集うに適した場所で実施すること。
- (2) 実施場所の面積は、概ね10組以上の子育て中の親子が一度に利用しても支障がない程度以上の広さを有すること。
- (3) 実施場所の設備は、授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具その他乳幼児を連れて利用しても支障が生じないよう必要な設備を有すること。
- (4) 親子つどいの広場事業を実施する施設の名称及び所在地は、別表のとおりとする。

(実施日)

第6条 親子つどいの広場の実施日時は、原則として週6日以上開設することとし、土曜日と日曜日いずれか一方又は両方を含むものとする。

(開館時間)

第7条 親子つどいの広場の開設時間は、原則として午前10時から午後4時までとする。ただし、子育て中の親子がいつでも利用したいときに利用できるよう時間帯に配慮して変更することもできる。その際は、開設時間を6時間以上確保するものとする。
ただし、市長が必要と認めたときは、開設時間を変更することができる。

(事業内容)

第8条 親子つどいの広場の内容は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 子育て親子の交流の場の提供と相互交流の促進
子育て中の家庭の親とその子どもに対して、気軽にかつ自由に利用できる場の提供をする。
- (2) 子育て等に関する相談、援助の実施
子育てに不安や疑問などをもっている子育て中の親子に対する相談及び援助を実施する。
- (3) 地域の子育て関連情報の提供
子育て中の親子が必要とする身近な地域の様々な子育て支援に関する情報を提供する。
- (4) 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施
子育てに関心がある者や広場の利用者などを対象として、月1回以上の、子育て及び子育て支援に関する講習を実施する。
- (5) 地域の関係機関や子育て支援活動を行う団体等と連携して、地域に出向いた地域支援活動次の取組みをいずれか少なくとも一つ、月1回以上実施すること。
 - ①高齢者・地域学生等の地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組
 - ②地域の団体と共同して伝統文化や習慣・行事を実施し、親子の育ちを継続的に支援する取組
 - ③地域ボランティアの育成、町内会、子育てサークルとの協働による地域団体の活性化等地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に行う取組
- (6) その他子育て及び子育て支援に必要な事業
実施の際には、事業の内容について事前に市と十分な協議を行うこと。

(職員の配置)

第9条 子育て中の親子の支援に関して意欲のある子育てアドバイザー（以下「子育てアドバイザー」という。）2名以上（非常勤でも可）を置くものとする。

子育てアドバイザーとは、子育て中の親子の支援に関して意欲のある者で（非常勤でも可）、子育て中の親子の支援に関して相当の知識と経験が豊かな者（保育士、幼稚園教諭、保健師の資格を有する者等）をいう。

2 親子つどいの広場には、子育てアドバイザーのほか、子育て親子の支援に関心と意欲のあるボランティアスタッフを活用することができる。

(関係機関との連携)

第10条 親子つどいの広場の実施について、子ども家庭支援センターのネットワーク（地域子ども家庭支援センター、保健福祉センター、保健所、児童相談所、保育所、幼稚園、児童館、小・中学校、民生・児童委員、医療機関等）と連携を密にし、本事業が円滑かつ効果的に行われるように努めるものとする。

(利用の手続)

第11条 親子つどいの広場を初めて利用しようとする者は、八王子市親子つどいの広場利用登

- 録届（様式第1号に準ずる）を提出したうえで、登録カードの発行を受けるものとする。
- 2 2回目以降の利用は、来館者名簿（様式第2号に準ずる）に登録番号等必要事項を記入の上利用するものとする。

（親子つどいの広場事業の運営）

第12条 親子つどい広場事業に係る費用は、徴収しない。

- 2 利用者は、その利用が終わったとき（次項において利用を中止させ、又は退所させられたときを含む。）は速やかにその場を現状に回復しなければならない。
- 3 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する行為をしたときには、その利用を中止させ、又は、退所させることができる。
- （1）施設又は付属設備等を損傷し、若しく滅失し、又はそのおそれがある行為。
 - （2）その他親子つどいの広場事業の管理運営上支障がある行為。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- この要綱は、平成19年 4月 2日から施行する。
- この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する。
- この要綱は、平成20年12月 1日から施行する。
- この要綱は、平成21年 3月30日から施行する。
- この要綱は、平成22年 3月23日から施行する。
- この要綱は、平成23年 3月22日から施行する。
- この要綱は、平成24年10月25日から施行する。
- この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。
- この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。
- この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。
- この要綱は、令和元年（2019年） 5月 1日から施行する。
- この要綱は、令和4年（2022年） 1月 17日から施行する。
- この要綱は、令和5年（2023年） 4月 1日から施行する。

別表（第5条関係）

施設名称	所在地
八王子市親子つどいの広場ゆめきっず	八王子市旭町1-1 セレオ八王子北館7階
八王子市親子つどいの広場堀之内	八王子市堀之内3-29-16 金子スポーツ堀之内ビル 1階
八王子市親子つどいの広場西八王子	八王子市散田町3-16-20 シャトレ西八王子 1階
八王子市親子つどいの広場檜原	八王子市檜原町539-3 岩崎ビル 1階
八王子市親子つどいの広場大和田	八王子市大和田町5-10-2 SYOJIビル 2階

来館者カード（登録用）

登録番号		登録日	年	月	日
お子さんの氏名		お子さんの生年月日			
(ふりがな)		令和（ 年）			
		年 月 日			
住所					
八王子市					
保護者の氏名		本日の付き添い者			
(ふりがな)		母・父・祖母・祖父 その他()			
連絡先電話番号		左記で連絡が取れない場合の緊急連絡先			

来館者カード（登録用）

登録番号		登録日	年	月	日
お子さんの氏名		お子さんの生年月日			
(ふりがな)		令和（ 年）			
		年 月 日			
住所					
八王子市					
保護者の氏名		本日の付き添い者			
(ふりがな)		母・父・祖母・祖父 その他()			
連絡先電話番号		左記で連絡が取れない場合の緊急連絡先			

来館者名簿

令和 年(年) 月

	登録番号	氏名		来館時間	退館時間
例	9000000	はちおうじ こたろう	母・父・祖母・祖父・姉・兄・その他	9:00	12:00
		まみ	母・父・祖母・祖父・姉・兄・その他	:	:
1			母・父・祖母・祖父・姉・兄・その他	:	:
2			母・父・祖母・祖父・姉・兄・その他	:	:
3			母・父・祖母・祖父・姉・兄・その他	:	:
4			母・父・祖母・祖父・姉・兄・その他	:	:
5			母・父・祖母・祖父・姉・兄・その他	:	:
6			母・父・祖母・祖父・姉・兄・その他	:	:
7			母・父・祖母・祖父・姉・兄・その他	:	:
8			母・父・祖母・祖父・姉・兄・その他	:	:
9			母・父・祖母・祖父・姉・兄・その他	:	:
10			母・父・祖母・祖父・姉・兄・その他	:	:
11			母・父・祖母・祖父・姉・兄・その他	:	:
12			母・父・祖母・祖父・姉・兄・その他	:	:
13			母・父・祖母・祖父・姉・兄・その他	:	:
14			母・父・祖母・祖父・姉・兄・その他	:	:
15			母・父・祖母・祖父・姉・兄・その他	:	:
16			母・父・祖母・祖父・姉・兄・その他	:	:
17			母・父・祖母・祖父・姉・兄・その他	:	:
18			母・父・祖母・祖父・姉・兄・その他	:	:
19			母・父・祖母・祖父・姉・兄・その他	:	:
20			母・父・祖母・祖父・姉・兄・その他	:	:

※一人につき一行記入してください。

※登録番号、お子さんの氏名を記載し、保護者はお子さんの直下の行に記入してください。

また、お子様の行と保護者の行を半カッコでくくってください。(記入例のとおり)